

プラザだより

2025年2月号



人権プラザ神前
寺方児童集会所
TEL326-0840

さいがい そな 災害に備えましょう

令和6年1月に発生した能登半島地震から1年が経ちました。時間が経つにつれて災害の恐ろしさを忘れていってしまいがちですが、油断せずに備えておきたいですね。人権プラザ神前は緊急避難所に指定されており、災害時に一時的に避難ができる場所です。プラザでは災害に備え、石油ストーブや飲料水、非常食を準備しています。みなさんも、貴重品や飲料水、非常食、衣類などの生活用品、普段飲んでいる薬などを災害時にすぐに持ち出せるようにしておきましょう。



こうえんかい かいさい 講演会を開催しました

令和7年1月11日に、講演会を開催しました。「精神障害ってなに?~メンタルヘルスの大切さを知ろう~」をテーマに、精神保健福祉士の田中雅也さんに講演いただきました。参加された方からは、「心の病気のことがよくわかった。」「精神障害のことを周囲が正しく知ることで、精神障害がある人の生きづらさは減っていくと思うた。」「誰にでもおこりうる病気であるが、相談できる機関があり安心しました。」などの感想がありました。「精神障害とはどのようなものなのか」「精神障害がある人の人権」「心の健康を保つためにはどうすればいいか」などについて、学び、考える機会になりました。



しけんみんぜい しんこく はじ 市県民税の申告が始まります

しけんみんぜい しんこくきげん がつ にち げつ しんこくかいじょう こんざつかんわ つぎ
市県民税の申告期限は3月17日（月）です。申告会場での混雑緩和のため、次
の点にご協力ください。

- ① かのう かぎ しんこくかいじょう らいじょう さ しみんぜい けんみんぜいしんこくしょ ひつようしよるい ゆうそう
可能な限り申告会場への来場を避け、市民税・県民税申告書・必要書類は郵送
などで市役所（市民税課）へ提出してください。
- ② しょとくぜい かくていしんこくしょ ぜいむしょ ていしゅつ
所得税の確定申告書は税務署へ提出してください。

かんざきち く しんこくかいじょう 神前地区の申告会場

- ① てらがたじどうしゅうかいしょ
寺方児童集会所 ホール

にちじ がつ か もく
日時：2月20日（木） 9：30～14：30

- ② かんざきち く しみん
神前地区市民センター

にちじ がつ にち もく
日時：2月27日（木） 9：30～14：30



じょうき かいじょう しけんみんぜい しんこく しょとくぜい かんたん かくていしんこく う つ しん
上記の会場では、市県民税の申告と所得税の簡単な確定申告を受け付けます。申
こくかいじょう こんざつかんわ しんこくじ いりょうひこうじよ めいさいしょ しゅうしうちわけしょ さくせい
告会場の混雑緩和のため、申告時の医療費控除の明細書や収支内訳書の作成はでき
ません。事前に作成して申告会場へお越しください。

【上記の申告会場ではお受けできない確定申告例】

えいぎょう のうぎょう ふどうさんしょとく しゅうしうちわけしょ とち かぶ う
営業・農業・不動産所得があり収支内訳書ができていない、土地や株を売っ
た、令和6年中に居住し始めた分の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）
を申告する、青色申告・損失申告をする、繰越損失の申告をする、過年度（令和5年
ぶんいぜん しんこく
分以前）の申告をする など

じょうき ばあい よっかいちぜいむしょ かい う もり ちょうめ
上記のような場合は、四日市税務署が、ユマニテクプラザ3階（鶉の森1丁目
4-28）において、2月17日（月）～3月17日（月）の平日9：00～
17：00に開設する確定申告会場をご利用ください。